

第十三回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第九号

昭和二十七年三月二十六日(水曜日)

午前十一時二十一分開議

出席委員

委員長 八木 一郎君

理事 江花 静君 理事 青木 正君

理事 大内 一郎君 理事 鈴木 義男君

井上 知治君 鈴木 明良君

田中 啓一君 田中 万逸君

橋本 龍伍君 本多 市郎君

松岡 駒吉君 今野 武雄君

出席國務大臣 運輸大臣 村上 義一君

出席政府委員 内閣官房副長官 菅野 義九君

賠償政務次官 入交 太藏君

行政管理政務次官 山口六郎次君

外務事務官 大江 晃君

(大臣官房長官) 農林政務次官 野原 正勝君

農林事務官 渡部 伍良君

(大臣官房長官) 物産政務次官 上原 正吉君

經濟安定事務官 渡邊 逸龜君

(物産第一部長) 委員外の出席者

總理府事務官 (賠償総務課長) 二股 一男君

總理府事務官 (行政官理官) 關 道雄君

文部事務官(大臣官房総務課長) 相良 惟一君

農林事務官(大臣官房文書課長) 立川 宗保君

專門員 龜封川 浩君

專門員 小關 紹夫君

三月二十六日 委員江花静君辞任につき、その補欠

第一類第一号 内閣委員会議録第九号 昭和二十七年三月二十六日

として森下幸君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十五日

海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案(内閣提出第一〇九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

經濟安定本部設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

農林省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)

總理府設置法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一〇三号)

海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)

○八木委員長 これより会議を開きます。

本日は海上保安庁法の一部を改正する法律案について提案理由の説明を求めます。

海上保安庁法の一部を改正する法律案

海上保安庁法の一部を改正する法律

第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「港、湾、海峡その他の日本国の沿岸水域において海上の安全を確保し」を「海上において、人命及び財産を保護し」に改める。

第三条第一項中「職員」を「職員(海上警備隊の職員を除く。)」に、「国家公務員法」を「国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)」に改め、同条第二項を削る。

第四条第一項中「船舶」を「船舶及び航空機」に、「密貿易を防止し」を「水際測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し」に改め、同条第二項を削り、第三項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

海上保安庁の航空機は、番号及び他の航空機と明らかに識別し得るような標識を附さなければならない。

第五条中「六部」を「七部」に、「総務部」を「総務部」に改める。

第六条中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十三号とし、第十二号として次の一号を加える。

十二 海難審判庁に対する審判の請求及びこれに係る海難の調査並びに海難審判庁の裁決の執行

に関する事項

第六条の二第一号及び第二号中「船舶」及び「航空機」に改め、同条を第六條の三とし、第六條の次に次の一条を加える。

第六條の二 経理補給部において一 経費及び収入の予算、決算及び会計並びにこれらの監査に関する事項

二 国有財産及び物品の管理に関する事項

第七條第十号中「船舶」を「船舶及び航空機」に改める。

第七條の二中第五号を次のように改める。

五 海難統計に関する事項

第七條の二中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第八條第五号中「船舶」を「船舶及び航空機」に改める。

第九條第四号中「船舶」を「船舶及び航空機」に改める。

第十一条中第二項及び第三項を次のように改める。

次長は、長官を助け、庁務を調整する。

警備救難監は、長官を助け、海上保安庁の使用する船舶、航空機及び通信施設の整備計画及び運用に関する事務を調整する。

第十一條の二の次に次の一条を加える。

第十一條の三 海上保安庁に、海難

審判理事所を置く。

海難審判理事所は、海難審判理事官の行う事務を統轄するための機関とする。

海難審判理事所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

第十二條第二項中「別表」を「別表第一」に改める。

第十二條の二中「六部」を「七部」に、「総務部」を「経理補給部」に改める。

第十四條第一項中「海上保安庁」を「海上保安庁(海上警備隊を除く。)」に改める。

第十四條第二項中「国家公務員法及び職階制に関する法律に基いて職務の分類が定められるまで」を削る。

第十七條に次の一項を加える。

海上保安官の服制は、運輸省令で定める。

第十九條中「海上保安官」を「海上保安官及び海上保安官補」に改める。

第二十條中「海上保安官」を「海上保安官及び海上保安官補」に改める。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 海上保安庁に、海難審判理事官を置く。

海難審判理事官は、海上保安庁長官の指揮監督を受け、第六

条第十二号の事務を掌る。
第二十三条中「職員を職員(海上警備隊の職員を除く。)」に改める。

第二章の章名を「第三章 海上保安審議会及び水先審議会」に改め、第二章を第三章とし、以下一章ずつ繰り下げ、第一章の次に次の一章を加える。

第二章 海上警備隊
第二十五条の二 海上保安庁に、海上警備隊を置く。

海上警備隊は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため緊急の必要がある場合において、海上で必要な行動をするための機関とする。

第二十五条の三 海上警備隊は、総監部及び地方監部をもつて組織する。

総監部の内部組織は、運輸省令で定める。

地方監部の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

第二十五条の四 海上警備隊に、海上警備官その他の職員を置く。

第二十五条の五 海上警備隊の職員(以下本章において、「隊員」という。)の定員は、六千三十八人とする。

第二十五条の六 隊員は、国家公務員法第二条の特別職の職員とする。

第二十五条の七 隊員の任用、免職、叙級、休職、復職及び職務指定は、海上保安庁長官が行う。

第二十五条の八 左の各号の一に該当する者は、隊員となることのできなない。

一 禁治産者又は進禁治産者
二 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
四 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
第二十五条の九 隊員の任用は、試験によるものとする。但し、試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

前項の試験及び選考その他隊員の任用の方法及び手続に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第二十五条の十 海上警備官の階級は、別表第二の通りとする。

海上警備官の階級の上下は、別表第二の列記の順序による。

海上警備官以外の隊員の等級は、別に法律で定める。

第二十五条の十一 新たに任用される海上警備官の叙級は、試験によるものとする。但し、試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

海上警備官の階級は、その階級より下位の階級にある海上警備官の間における試験によるものとする。但し、勤務成績に基く選考によることを妨げない。

前二項の試験及び選考その他海上警備官の叙級の方法及び手続に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

前三項の規定は、海上警備官以外

外の隊員の叙級に準用する。
第二十五条の十二 隊員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降級され、又は免職されることがない。

一 勤務成績がよくない場合
二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
三 前二号に規定する場合の外、その職務に必要な適格性を欠く場合
四 組織若しくは定員の改廃又は予算の減少により、階級若しくは等級の廃止又は過員を生じた場合

前項の規定は、新たに任用された隊員であつて、その勤務した期間が任用の日から起算して六月に満たないもの(以下「新任隊員」という。)には、適用しない。

第二十五条の十三 隊員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職にされることがない。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
二 刑事事件に關し起訴された場合

前項第一号の規定による休職の期間は、三年をこえない範囲内において、休養を要する程度に應じ、海上保安庁長官が定める。

第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

第一項の規定は、新任隊員には、適用しない。

休職者は、隊員としての身分及び階級又は等級を保有するが、職務に従事しない。

休職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給与を支給しない。

海上保安庁長官は、休職者について休職の事由が消滅したときは、すみやかにその者を復職させなければならない。

休職者の員数は、第二十五条の五に定める定員に含まれないものとする。

第二十五条の十四 隊員は、第二十五条の八各号の一に該当するに至つたときは、運輸省令で定める場合を除き、当然失職する。

第二十五条の十五 海上警備官は、その階級ごとに政令で定める年齢に達したときは、当然失職する。

第二十五条の十六 海上保安長官は、隊員が左の各号の一に該当する場合には、懲戒処分として、戒告、減給、降級、停職又は免職の処分をすることが出来る。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
二 隊員たるにふさわしくない非行のあつた場合
三 その他この法律に違反した場合

減給は、一年以内の期間、俸給の三分の一以下を減ずるものとする。

降級は、当該処分に係る隊員の階級又は等級の一般又は二級だけ下位の階級又は等級に叙級するものとする。

停職の期間は、一年以内とする。停職者は、隊員としての身分

及び階級又は等級を保有するが、特に命ぜられた場合を除き、職務に従事しない。停職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給与を支給しない。

第二十五条の十七 何人も、隊員の任用、叙級、休職、復職、免職、懲戒処分その他の人事に關する行為を不正に実現し、又は不正にその実現を妨げる目的をもつて、金銭その他の利益を授受し、提供し、若しくはその授受を要求し、若しくは約束し、脅迫、強制その他これに類する方法を用い、又は公の地位を利用し、若しくはその利用を提供し、要求し、若しくは約束し、あるいはこれらの行為に關與してはならない。

第二十五条の十八 隊員は、法令に従い、誠実にその職務を遂行しなければならない。

隊員は、その職務の遂行に當つては、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。但し、その命令に対して意見を述べることが出来る。

隊員は、海上警備隊の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

第二十五条の十九 海上警備官は、その職務の遂行に當つては、制服を着用しなければならない。

第十七条第三項の規定は、海上警備官の限制に準用する。

第二十五条の二十 隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

隊員は、法令による証人、鑑定

人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表する場合には、海上保安庁長官の許可を受けなければならぬ。その職を退いた後も同様とする。

前項の許可は、法令に別段の規定がある場合を除き、拒むことができない。

第二十五条の二十一 海上警備官は、海上保安庁長官が運輸省令で定めるところに従い指定する場所に居住しなければならない。

第二十五条の二十二 隊員は、法令に別段の規定がある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

第二十五条の二十三 隊員は、法令に別段の規定がある場合を除き、海上警備隊以外の国家機関の職又は地方公共団体の機関の職に就くことができない。

隊員は、自己の職務以外の海上警備隊の職務を行い、又は海上警備隊以外の国家機関の職若しくは地方公共団体の機関の職に就く場合においても、これに対して給與を受けることができない。

第二十五条の二十四 隊員は、営利を目的とする会社その他の団体の役員若しくは顧問の地位その他これらに相当する地位に就き、又は自ら営利企業を営んではならない。

隊員は、その離職後二年間は、営利を目的とする会社その他の団体の地位で、離職前五年以内に従事していた職務と密接な関係のあるものに就いてはならない。但

し、運輸省令で定める基準に従い行う海上保安庁長官の許可を受けたる場合には、この限りでない。

第二十五条の二十五 隊員は、報酬を受けて、第二十五条の二十三第一項に規定する国家機関の職若しくは地方公共団体の機関の職又は前条第一項の地位以外の職又は地位に就き、あるいは営利企業以外の事業を行う場合には、運輸省令で定める基準に従い行う海上保安庁長官の許可を受けなければならない。

第二十五条の二十六 隊員は、勤務条件等に関し使用者たる国の利益を代表する者と交渉するための組合その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

隊員は、同盟罷業、怠業その他の業務の正常な運営を阻害する争議的行為をしてはならない。

何人も、前項の行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのかもし若しくはあおつてはならない。

第二十五条の二十七 隊員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問はず、これらの行為に関與し、あるいは選挙権の行使を除く外、政令で定める政治的行為をしてはならない。

隊員は、公選による公職の候補者となることができない。

隊員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

第二十五条の二十八 隊員は、その

意に反して、免職、休職、降級又は懲戒の処分を受けた場合には、海上保安庁長官に対してその審査を請求することができる。

海上保安庁長官は、前項の審査の請求を受けた場合には、これを公正審査会に付議しなければならない。

海上保安庁長官は、前項の規定により付議した処分に対する公正審査会の判定があつたときは、その判定に従つて必要な措置をとらなければならない。

公正審査会は、海上保安庁に置く。

審査の請求の手續並びに公正審査会の組織及び運営は、運輸省令で定める。

第二十五条の二十九 第十六条、第十七条第一項及び第二項並びに第十八条の規定は、三等海上警備士補の階級以上の階級を有する海上警備官に準用する。但し、海上警備隊が海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため緊急の必要がある場合において海上で行動する場合に限る。

第十九条及び第二十條の規定は、海上警備官に準用する。

第二十五条の三十 海上警備官のうち部内の秩序維持の職務に従事するものは、左に掲げる犯罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察職員として職務を行う。

一 隊員の犯した犯罪又は職務に従事する中の隊員に対する犯罪その他隊員の職務に関し隊員以外の者の犯した犯罪

二 海上警備隊の使用する船舶、庁舎、宿舎その他の施設内における犯罪

三 海上警備隊の物件に対する犯罪

海上警備官は、刑事訴訟法の規定による司法警察職員として、現行犯人の外、同法第二百十條の規定により被疑者を逮捕することができる。但し、海上警備隊が海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため緊急の必要がある場合において海上で行動する場合に限る。

海上警備官は、前項の規定により現行犯人又は被疑者を逮捕した場合には、これをすみやかに(被疑者については、刑事訴訟法第二百十條第一項の規定による逮捕状を得た後すみやかに)海上保安官又は海上保安官補に引き渡さなければならない。但し、これを引き渡すことのできないやむを得ない事情のある場合には、なお引き続き当該現行犯人又は被疑者に係る当該事件の継続処理に必要な限度において司法警察職員として職務を行うことができる。

前三項の規定により司法警察職員として職務を行う海上警備官のうち、三等海上警備士補の階級以上の階級を有するものは、司法警察員とし、その他のものは司法巡查とする。

第二十五条の三十一 労働組合法(昭和二十四年法律等百七十四号)、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)及び

船員法(昭和二十三年法律第百号)、第一条、第二条、第五条、第七條から第十八條まで、第二十条、第二十五条から第二十七條まで、第二百二十二條から第二百五條まで、第二百二十六條(第六号及び第七号を除く)、第二百二十七條、第二百二十八條(第三号を除く)、及び第三百三十四條並びにこれらに関する第三百二十條の規定を除く。の規定は、海上警備隊の使用する船舶及び隊員に関して、適用しない。

第二十五条の三十二 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の規定は、海上警備隊の使用する船舶には、適用しない。

第二十五条の三十三 船舶職員法(昭和二十六年法律第四十九号)の規定は、海上警備隊の使用する船舶及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する隊員には、適用しない。

第二十五条の三十四 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定のうち、無線局の免許及び検査並びに無線従事者に関するものは、海上警備隊の使用する移動無線局及び当該無線局の無線設備の操作に従事する隊員には、適用しない。

海上保安庁長官は、海上警備隊の使用する移動無線局の使用しよとする周波数については、電波監理委員会の承認を受けなければならない。

第二十五条の三十五 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以上の罰金に処する。

一 第二十五条の二十の規定に違反して、秘密を漏らした者

二 第二十五条の二十四第一項又は第二項の規定に違反して、会社その他の団体の地位に就き、又は自ら営利企業を営んだ者

第二十五条の三十六 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処する。

一 第二十五条の十七の規定に違反して、同条に規定する人事に關する不正行為をした者

二 第二十五条の二十六第一項の規定に違反して、組合その他の団体を結成した者

三 第二十五条の二十六第二項に規定する行為の遂行を共謀し、そのおかし、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者

四 第二十五条の二十七第一項の規定に違反して、同項の行為をした者

第二十五条の三十七 第二十五条の三十五第一号又は前条第二号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのおかし、又はそのほろ助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する。

第二十六条の次に次の一条を加える。

第二十六条の二 水先審議会の設置、組織及び所掌事務については、水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）の定めるところによる。

第三十二条中「第四條第三項」を「第四條第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

海上保安庁の航空機以外の航空

機は、第四條第三項に規定する標識又はこれに紛らわしい標識を附してはならない。

第三十三條第一項中「職員」を「職員（海上警備隊の職員を除く。）」に改める。

第三十五條及び第三十五條の三を削り、第三十五條の二を第三十五條とし、第三十六條を次のように改める。

第三十六條 削除

第三十八條を次のように改める。

第三十八條 削除
別表を別表第一に改め、同表の次に次のように加える。

別表第二
海上警備監
海上警備士
一等海上警備正
二等海上警備正
三等海上警備正
一等海上警備士
二等海上警備士
三等海上警備士
一等海上警備士補
二等海上警備士補
三等海上警備士補
海上警備員長
一等海上警備員
二等海上警備員
三等海上警備員

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、改正後の海上保安庁法第四條、第六條の二、第七條、第八條、第九條及び第三十二條の規定中航空機に關する事項に係るものは、昭和二十七年四月一日又は日本国との平和條

約の最初の効力発生の日のいずれか後の日から適用するものとす

る。

2 国家公務員法の一部を次のように改正する。

第二條第三項中第十五号を第十六号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 海上保安庁海上警備隊の職員

3 海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十八條中「所在地を管轄する管区海上保安本部又はその事務所」を「所在地に駐在する」に改める。

第二十九條中「海上検査部」を「海難審判事務所」に改める。

第三十條中「管区海上保安本部又はその事務所」を「地方海難審判庁の所在地に駐在する」に改める。

第五十八條中「海事検査部」を「海難審判事務所」に、「所在地を管轄する管区海上保安本部又はその事務所」を「所在地に駐在する」に改める。

○村上國務大臣 たいだいま提案されました海上保安庁法の一部を改正する法律案につきまして説明をお願いしたいと思います。

今回改正せんとする内容は、海上保安庁の一般機構の改正と、それから海上警備隊の設置との二つに大別することができると思ふのであります。

まず海上保安庁の一般機構関係の改正について御説明いたしたいと思います。

す。海上保安庁におきましては、現在約一万三千の人員と約五万トンの船舶とを持つておりまして、また沿岸各地に多数の航路標識を施設しております等の關係から、これらに対する経理、補給關係の事務は、仕事の性質上きわめて複雑かつ膨大でありまして、また迅速なる処理を要しますために、総務部におきまして組織、庶務、人事などの事務と一緒に処理しますのでは、その確な遂行が困難な現状にあります。

ので、このうちから経理、補給關係の仕事を分離いたしまして、これを専門に掌理するために経理補給部を設置いたしたのであります。

またわが国は終戦以來航空機の保有を禁ぜられておりましたが、沿岸の哨戒等のために巡視船と軽航空機とを併用いたしますれば、互いにその短を補つて十分な業務の遂行を期し得られま

すので、かねてよりその保有を希望いたしておつたのであります。が、平和條約の効力発生とともにこれを實現することといたしたいと考へまして、必要な規定を海上保安庁法に加へたいと思ふのであります。

そのほか従来やもすれば海上保安庁の次長、警備救難監、この相互間の権限につきまして、やや明確を欠いておりましたので、その所掌事務を改正いたしました。いわゆるアドミニストレーションとオペレーションとの機能の調和をはかりますとともに、海難審判理事官の所掌事務を、これは検事の職務に當るものであります。が、その特殊な性格に適するよう、全国的に統轄せしめるための機関として海難審判理事所を設置することといたします。

等、所要の改正をいたしたのであります。

次に海上警備隊の設置についてお聞きを願いたいと存じます。申し上げるまでもなくわが国は四面海に取圍まれておりますので、海によつて生活する國民の数はきわめて多いのであります。海運業、水産業等はわが国の主要な産業の分野となつておりますが、その反面におきまして、海はわが国が外国と接觸いたす唯一の場所であると言ひ得るのみならず、前大戰の結果外國領土が近接することとなりまして、海上の秩序を乱されることもまたはなはだ少くないのであります。従いまして海上において人命、財産の安全を保護して、平和産業の発達に資しますことはきわめて必要であります。

これとともに海上の治安を確立いたしまして、犯罪その他海上の秩序を乱すような事態の予防、また鎮圧を行ひますことは、國といたしまして当然果さなければならぬ責務と信するものであります。海上保安庁はかような責務を達成いたしますために設置せられまして、今日まで約四年を経過いたすのであります。が、平和條約の発効とともに完全に主権國家といたしまして、みずからの手によつてわが国の沿岸水域における安全と治安とを確保いたして参りますためには、今日の物的、人的設備では力が足りない憂ひが多分に存するのであります。すなわち海上における天災、また相当大規模な災害及び重大な秩序の攪亂等に対しまして、緊急対処できるやうにいたしますために、集団訓練を施した機動力のある海上予備勢力が必要となつて参る

のでありまして、これがために海上警備隊を設置いたしました。みずからの手によつて得る限りの態勢を整え、そうして國家としての責務を果すことといたしたのであります。海上警備隊は、海上における人命及び財産の保護並びに治安の確保のための緊急の必要があります場合において、海上において必要な行動を行うための機関であります。その任務は、海上保安庁の所掌事務の範囲内にもちろん限られる次第であります。

海上警備隊は、総監部及び若干の地方艦部をもつて組織されるところの海上保安庁の附属機関であります。その職員は定員をとりあえず六千三百八名といたしまして、海上警備官その他の必要な職員を置くことといたしたのであります。

海上警備隊の職員は、一般の行政機関に勤務します職員と異なりまして、その職場は海上にあるのでございます。が陸上の勤務者につきましても、原則として一定の宿舎に居住して常時勤務する態勢にあるものでありまして、またその職員は一定の年齢に達しなれば停年制をもつて退職しなければならぬなど、特殊の勤務条件に服するものでありますので、これを国家公務員法上の特別職といたすことによりまして、国家公務員法の適用を除外して、これにかわるべき所要の人事管理に関する規定を本法に設けたいと思つております。

すなわち海上警備隊の職員の任命権者、欠格事項、階級、任用、叙級、分限、懲戒、服務等に関する規定を設けますとともに、職員の意に反する処分に対しましては、公正審査会への審査

請求の道を開きます等、国家公務員法の精神にのつとりまして、海上警備隊におきます勤務の特殊性に適合した諸規定を設けんとしておる次第であります。

また海上警備官に對しましては、海上におきます職務執行上の重要性にかんがみまして、海上保安官に準じて立入検査権、武器の携帯及びその使用を認めますとともに、刑事訴訟法上のいわゆる緊急逮捕権限を與えまして、職務執行の万全を期したいと存する次第であります。

なお海上警備官のうち、部内秩序維持の職務に従事いたします者に對しましては、必要限度の司法警察権を與えまして、海上警備隊の内部規律を維持して、厳正な職務の執行に資することといたしたのであります。

最後に、海上警備隊の職員に對しましては、一般の国家公務員法の例にならしまして、労働関係法規の適用を除外いたしますとともに、その船舶につきましても、船舶の構造なり、運航の特殊性から船舶安全法また船舶職員法の適用を除外いたしましたも、同様の理由によりまして、電波法の一部の適用を除外いたしますこととしたいと思います。

以上申し述べましたところが海上保安庁法の一部を改正する法律案の提案の理由のあらましであるのであります。何とぞ慎重御審議くださいまして、なるべくすみやかに御可決賜わりますようお願いいたします。

○八木委員 質疑は次会にこれを行います。
○八木委員 次に行政機関職員定員

法の一部を改正する法律案、経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案、外務省設置法の一部を改正する法律案、農林省設置法の一部を改正する法律案、文部省設置法の一部を改正する法律案、及び総理府設置法等の一部を改正する等の法律案の各案を一括して議題といたし、順次質疑を行います。討論の後採決に入りたいと思つて、以上各案に對しての質疑は通告順によつてこれを許します。今野君。

○今野委員 たいま議題となりまして問題について、今までの委員会でも非常に急がれる理由として、どうして四月一日から実施せねばならないもので、いわゆる年度末的な調整的な意味を持つたものであるから、できるだけ早くということでありました。しかしながらこれをいへば検討してみますと、ただいま出ました海上保安庁法などはもちろんであります。その他においてもさうな軽い意味のものとは受取れないものが混入しておるように思われるわけでありまして、たとえば文部省設置法の一部を改正する法律案などの場合においては、エネスコ活動に関する法律の施行に伴つて、文部省の内部部局で処理すべき事務を規定するという趣旨の項目があるのでございまして、このことについては文部委員会に問い合せたところ、この法律はまだこれから審議を始めるところである、ここでは「法律の施行に伴い」となつておられますけれども、これから始めるところであるということになつておる。それをききょう上げるかといふと、必ずしもききょう上げる必要はない、さういふ話なのです。さうしてみると、もしここでもつてききょう機構の

点についてきめてしまえば、予算もきまり、機構もきまつたんだから、これはどうしても何とかせなければならぬというふうなことで、つまり文部委員会における法律案の審議に對して、非常に大きな影響を與えることになるわけでありまして、本来なら、ここではさういふこまかい中身については論議しないで、文部委員会でも十分論議が行われて、しかる後にこちらは機構の問題を片づけるというのが、この委員会の任務であらうと思つております。が、どうもさうも行かないやうな部分も出て来るわけでありまして、そのほか文部委員会関係のものでは、高等学校の職業関係の教科用図書編集並びに改訂を文部省で行う、つまり国定教科書の件であります。さういふ大問題については文部委員会でききょうするやうな上るのです。さういふやうなわけ

で、四月一日から実施する調整的な意味を持つたものであるということに對して、多大の疑義なきを得ないわけでありまして、これでは私どもとしてどうもごまかされておるやうな気がする、ほかにかざれておるやうな気がするわけでありまして、さういふやうなやり方、つまり本来なら法律が先になります。次に機構がきまつてそれから定員、予算、さういふ順序が当然であります。これは昨日も申し上げたのであります。が、さういふものが逆になつておる。予算が先で、次が定員、次が機構、それからものによつてこれから初めてさういふ仕事をやるかといふ法案、さういふことになりまして、さういふ昨日申し上げたことを繰返して言えば、家を建てるのに屋根をつくつて、柱をつくつて、床を張つて、それから土台をつくる、こ

ういふやうなさか立ちしたやり方になる。さういふことは国会内の秩序を乱すのみならず、行政全体としてもさういふ気持でしやつておるとすれば、これは結局官僚機構のファッショ的なやり方を誘致する非常に重大な網紀問題であるといへば、これは考へるわけでありまして、従つて本日審議します各案に對しては、はたして法律関係がどうなつておるか、それからそれが四月一日を期してどうしてもやらなければならぬ点であるかどうか、その点について十分納得の行く説明を各案についてひとつとつてもらいたいわけではあります。

○八木委員 今野君に申し上げます。各案について今まで順次説明が済んでおりまして、建前としては四月一日より施行を期して説明を聞き、審議に入つておる次第でございます。今文部省の例をとられました。文部省なら文部省に對して質疑を行います、農林省なら農林省に對して質疑を行います。さういふに進行していただきたいと思います。

なおちよつと申しますが、文部省に對しては、御指摘のやうな問題もあるやうです。問題のない他の一括議題といたしました農林省、外務省、総理府本府等に對しまして御質疑がございすれば、その方からお進め願ひたいと思つております。

○今野委員 それでは順序を追つてやることといたします。きのう質疑を途中でもつて打切つた経済安定本部の問題から先に入ります。昨日は一般的なことについてお伺いしたのであります。このくださつた資料、「價格統制の推移及び物価の機構の沿革について」というところを

見ましても、だん／＼と物価庁なるものが減つて来ておる。今回それを内局にすることによつて決定的な段階に來るわけです。内局にするとその物価庁としての独立性といふことが、物価庁として、たとへば見解を發するとかその他のことができないなるわけでありまして、経済安定本部長官の名による見解の發表以外はわれ／＼としては聞かれなくなるわけです。そこでたとへば昨年は電力料金値上げの問題のときに、われ／＼としてはまだ不十分だとは思ひましたが、物価庁としての見解を聞くことができた。今後はそういうことはもうできなくなる、こういう實際問題があるわけでありまして、内局にすることによつて、独立性がなくなるかと私どもは見えておりましたが、その点ひとつはつきりお答え願ひたいのです。はたしてそうであるかどうか。

○**渡邊(總)政府委員** 現在物価庁は経済安定本部の外局になつておるのでございまして、これが内局に組織がえされましても、物価行政の総合機関たる職能はかわりがないと存じております。

○**今野委員** そのことは昨日もお伺いしたのです。物価行政というものが、全体としてなくなるわけじゃない、これはもう内局になつても同じだ、これはよくわかるのです。私がお伺ひしている点は、これはごく常識的でなければ、たとへば物価庁としての見解の發表とか、そういうような独自の活動ができるかどうかといふことです。

○**渡邊(總)政府委員** 物価庁というものがなくなりまして、物価庁としての見解の發表は、今後ないわけにございまして、安定本部物価庁としての意見

の發表といふことになりまして、○**今野委員** しかしこの内容をいろいろ見て参りますと、結局物価庁長官という字句に至るところ経済安定本部総務長官ということに改めて來ているわけです。そうなりますと、この長官としてのいろいろ／＼な見解が發表される場合は、当然長官としてなされるようになると思ふのですけれども、その点はいかがですか。

○**渡邊(總)政府委員** 経済安定本部総務長官から委任された権限の範囲内であると思つております。経済安定本部の他の局に關係のある事項につきましては、御指摘のように総務長官の名において發表することになる、そういうふうには思ひます。

○**今野委員** 今まではその關係は一体どうであるか物価庁の所管事項に關係することですね。それについては当然物価庁長官としての見解を發表することができたと思ふのですけれども、どうですか。

○**渡邊(總)政府委員** 現在において物価庁長官は経済安定本部総務長官が兼任したしておりますので、重大なる事項については、物価庁長官が、経済安定本部総務長官の資格と兼ね合せて、その間矛盾がないような意見の發表をいたしておる次第でございます。

○**今野委員** 今のところは兼任しておるといふことでなくて、兼任が本筋なんです、どうなんでしょうか。

○**渡邊(總)政府委員** 設立以來兼任となつております。

○**今野委員** どうもたいへん私の不明で失礼いたしました。しかしながらこれは一、二の問題ではない物価庁全体

の總意が出て來るときに結局この長官の名前でもつて出て來るわけでありまして、その点については昨年の電気料金の場合のようにともかくも一應權威のある意見が發表されるわけですね。しかしながら今度のようになつて來ると、電力料金の問題と、その底にひそむ石炭の問題、その他各種の問題が今後起り得るわけでありまして、そういうふうな場合に、この物価關係の行政というものが、他の制肘を受けないで、独自の見解を發表して、そうしてこの國民の動向をきめる上に非常に大きな役目をする、こういうふうなことが行われたいと思ふならば、その点はどうも非常に遺憾といわなければならぬのです。こういうふうな内局にするこ

とによつて得るこの利益といふものが、はたしてどこにあるか、その点はこの説明を聞いてもわからないのであります。失うところのものはないか、そういうふうにあると思はれるわけですね。それをなせこの際延期しないかということになるわけですが、もう一度その点をお答え願ひたいと思ひます。

○**渡邊(總)政府委員** 物価庁は設立の沿革をいたしまして、統制価格を決定することをおもな任務といたしておつたことは御承知の通りと思ひますが、その統制価格を決定する事務が非常に少なくなりました今日においては、少くともその外局としての存在の理由は非常に薄くなりましたので、機構を縮小するといふ意味において内局になる次第でございます。昨日も申し上げましたように、内局に組織がえする期限を、国会において昭和二十七年四月一日以前というふうにお定めになりましたので、その規定に従つて編成がえを

するわけにございまして、特に物価庁として積極的な理由があつて、内局に編成がえするわけではないのでござい

○**今野委員** そのくらいにしたいと思ひます。ただ言つておきますのは、やはりこの前に国会においできまつたか

らというお話でございます。今度も国会においできまつておることであるからというお話があつたのでござい

ます。やはりそういうふうな国会にみんな責任をなすりつけることは卑怯だと思ふのでありまして、もう少し自信を持つた行政をやるようにしてもらいた

い。現に物価の問題が、家賃の問題にせよ、電力の問題にせよ超つて來てお

る。そういうときにそういうことでは國民の公僕としての役目を勤め得ない

のではないかと、こういうふうに考えられる、もつと積極性を持つてもらいた

い、このことを特に望んでおきます。

(それは逆だよと呼ぶ者あり) いや、私の申しす意味は、きめるのは国会

でできる。しかし国会から意見を徴されたときに、それは国会できめたこと

だから、国会の方で考えたらよいので

す。それから次に農林委員会関係、農林省設置法の一部を改正する法律案につ

いてお伺ひしたいのです。この農林省の設置法の一部改正についてはよく事

情がわからないので、昨日農林委員にお話したところが、農林委員会でこれ

は合同審査をする申合せをしたと、

こういうふうな承知しておるので、

が、その合同審査の申入れはあつたのか、その点をまず委員長にお伺ひしたいと思ひます。

○**八木委員** お答えします。先ほど農林委員長と会見いたしましたので、昨日の申合せは撤回して、質問があれば委員外の發言を求めらるから、委員外の質問に應じてもらいたい、こういうこと

でございまして。まだ別に發言者の要求もありません。

○**今野委員** そうすると、その申合せはきのう行つたということでありまして、きよら委員会があつてそういうこと

にきまつたのですか。

○**八木委員** 農林委員長のお話でござい

ました。

○**今野委員** もし委員会が開かれないとすれば、そういうことだと、ほかの委員も十分そのことを了知していな

い。従つてここに出席して來ないとい

ふことになると思ひます。だとすれば、やはりこれは審議を一緒にやろう

といつたそういう申合せを躊躇することになるわけでありまして、その点

は内閣委員長の責任ではないと思ひ

ますが、ひとつ便宜をはからうように

もし手が盡せたら盡していただき

たい。

○**八木委員** 農林委員長も事前に了解が済んで、今私が申し上げたような

言明をなすつたことだろうと思ひま

す。農林委員会も開かれておることと

承知しております。質疑を続行して

ください。

○**今野委員** それでは、私も実はわか

らないことばかりあるのでお伺ひする

のですが、第二の水産庁設置法の一部

を改正する点であります。その中で、

日本海区水産研究所の位置を七尾市か

ら新潟市に移すという問題があるの

であります。私の承知しておること

ろでは、七尾の水産試験所は前に末廣

博士がおられました、非常に多くの業績をあげ、それからまた非常に水産試験所としては好都合の場所であつたというふうに関しておるのですが、大體水産試験所としての的確な場所というものは、その地形とかいろいろなことでおよそきまつて来るわけでありまして、ところがこれを新潟市に移すといふことですが、新潟市は、私はいろいろな魚族とか、いろいろなものをもつてくるとらえることやその他の点については今までの試験所あるいは研究所の觀念からすれば、むしろ不便なところではないかといふふうにも思われるので、ひとづつ水産研究所なるものゝ實際に仕事がかういふふうにかわつて来たからここに移した方がいいのだ、かういふような点もありませんでしたらお教え願ひたいと思ひます。

○**渡部(伍)政府委員** 七尾から新潟に試験所を移すのは、七尾の試験所としての試験の範囲がだん／＼広くなつたとか、設備を拡大しなければいけませんといふこと、七尾では都合が悪くなりまして、新潟の方に移すのであります。具体的に一例を申し上げれば、七尾の試験所では水が非常に遠方まで行かないとれないのです。そういう不便がありまして、新潟に移すことになつたわけでありまして。

○**今野委員** 最近北海道その他においていろいろ観察して来た人の話でありまして、それに上りますと、最近漁船にレーダーをつけることをいわれておる。これは相当強硬な漁業をやるとか、あるいは何か武裝船団を組んで漁業をやるとか、あるいはさういふ武裝船が、さつき海上保安庁で海上警備隊ができるそうですが、さういふ

ものにすぐ連絡して、ただちに戦闘行為が何かできるような——さういふことにするたためか何か知りませんけれども、とにかく漁船にレーダーをつける、さういふことを聞いておるわけでありまして。さういふことになりまして、やはりこれは穏やかじやないと思ふので、平和産業だなんて海上保安庁のところであつたわけでも、平和産業だつてはいい。これは戦争産業になつてしまふ。かういふふうにも思ふわけですが、さういふふうなことをいえばレーダーの基地として利用できる七尾より新潟の方がよろしいだらうといふことにもなるわけでありまして。この試験所にはレーダー装置とかさういふものをこれから設けるのかどうか、さういふ点などもお伺ひしたいと思ひます。

○**渡部(伍)政府委員** 漁船にレーダーを備へつけるといふ問題は、これは船全体の問題でありまして、船の海難を防止するといふ趣旨が非常に大きいのであります。それから非常に進歩しておりまして、レーダーは、電波を放射するのは主として燈台の上でありまして、ただ電波だけを放射して、その電波を船でキャッチして、それによつて霧中であらうが、雨中であらうが、暴風雨のときであらうが、その船の位置を正確に知ることが、それによつて災難をのがれ得るといふふうなことが非常に達して来ておるのです。さういふ意味からのが非常に大きいと思ひます。新潟に試験所を移すのは、さういふレーダーと関係があるのでは全然ありません。

○**今野委員** ただいまのお話で、これらのレーダー装置をつけるということ、なるほど海難防止にならないことではないです。たしかに東京湾その他でもさういふようなことが大いに役立つといふことは、すでに東京湾の口などで言われておられます。しかしながら實際問題としては、それをつけることは費用もかかつて容易なことではないのです。上ほどの理由がなければならぬかつけられない。それでも北海道などでは、そのために小さな漁業者は悲鳴をあげて、これではもう漁業が続けられない。レーダーをつけるれば許可せぬとか許可するとか、さういふふうなことでは、とてもやりきれぬ、かういふような問題が出て来ておるのでは、これは單なる海難防止というふうなことではない。これはあつた方が大いによろしい。けれどもそれは強制的にやらせるほどの重大な問題とは考へられないわけですね。さういふふうなことから考へますと、やはり何らかの軍事的な意味を持つてのじやないかといふふうな疑ひは、これは当然だと思ふのであります。今の説明ではよくわからないので、すけれども、もし説明があらましたら説明していただきませうし、さうでなければつこうでございます。

○**原野政府委員** 今野委員は何か非常な誤解をされておるようでありまして、レーダーをつけることは、あくまでも安全航海、海難防止のために、できるだけさういふ施設をすることが好ましいといふことになつておるのであります。決してこれは強制的につけるというふうなことではないのであります。あくまでも安全航海のためにや

るのであつて、ましてやそれが何か仮想敵国でも向うにまわして、何か軍事的な意図でも持つておるのではないかといふふうなことを考へることは、はなはだこれは奇怪千万のことでありまして、農林省としましては絶対さういふことは考へておりません。

○**今野委員** ただいまの点はその程度にいたしまして、最初のところで、「動物植物検疫所を植物防疫所と動物検疫所に分離したこと」といふのがあります。その理由として、この植物や動物の輸出入等に伴つて業務が非常に多くなつたといふ話であります。これは世上によく言われている、たとえば何とか病といふのがありまして、ね。それからいろいろの害虫が来る、かういふ問題でございますか。

○**渡部(伍)政府委員** さうでありまして、菌核病とか、アメリカシロヒトリとか、いろいろの病気が最近たくさん来ておる。それからこの間新聞に出ておつたのは、はたらくだのQ熱といふのですか、さういふのがあります。

○**今野委員** さういふものについて、何か法律を改正してさういふものがなくなるようにするといふことでありまして、今までのさういふものによる被害状況、これはおわかりでしょうか。

○**渡部(伍)政府委員** 動物及び植物の検疫の法律は、これはずつと古くからあるものでありまして、しかもこれは農作物なり家畜に対する影響が非常に大きいのでありまして、各国ともが同じがらめの条約等によりまして、検疫制度をやつておる。たゞ／＼この前の戦争の末期から貿易がなくなりまして、非常に範囲が縮小されておつたのであり

ますが、貿易がもとに帰るにつれまして、事業分量が非常にふえて来ておる。新しい病虫としましてはアメリカシロヒトリ、それから先ほど申し上げましたこれはまだ蔓延するおそれはありませんが船が入つたとき発見したのですが、らくたのQ熱。アメリカシロヒトリなどはもう相当蔓延しまして、春になると、この二、三年前までは宮城のそばの街路樹を全部食い荒しまし、DDTを撒布している光景をこらんになつたと思ひますが、さういふのがあります。毎月検査の報告が来ておりますが、被害の統計についてはたゞいま資料を持つておりませんが、必要であればあとでお配りいたします。

○**今野委員** それでは戦前はどうかたのでしうか、さういふものがやつぱりどん／＼来て、被害が多くなつていたのでしうか、それともさういふは完全に防遏できていたのでしうか。

○**渡部(伍)政府委員** これは戦前から、なか／＼防遏できないといふれば、これは重大事だと思ふのですけれども、その点はどうなんですか。

○**渡部(伍)政府委員** これは戦前からいろいろ病気があるのであります。たとえば牛につきましては、朝鮮から来た病気があります。それから穀物については象虫の関係、さういふものが入つて来たこともあります。外へ出した例としましては、アメリカに温州みかんを出しまして、アメリカの一州の柑橘を全部焼き拂わした、これはアメリカの措置であります。さういふふう非常に恐ろしい病気が新開地に入るに蔓延する率が多いのであります。さういふようなものを事前に入らないと

す。
○今野委員 それで大体わかりました
が、そうするとそういうところでもつ
て病気があるところを発見された
場合には、そのものは一体どう処置す
るか、たとえば日本の櫻を持つて行つ
たら、やつぱり何か虫がついていると
いうので、全部送り返されたという話
もありません。しかしながら一方にお
いて、たとえば一旦買ったものはなか
なかが買つたら、みんなひどい、寸法も合
わぬ。それから穴が方々あいていて、よ
うなものをよこした。しかも非常に高
くよこした。そいつは何か係争事件に
なつておるようだけれども、なかなか
かそけいものは解決できぬというよ
うなことがあるようですが、今後食糧
その他にそういう有害なものがかつ
ておるといふ場合、そいつを受取ら
ぬで送り返すということがこの国に
対しても、アメリカも含めて、できる
のかどうか、この点をひとつお聞き
いたします。

○渡部(伍)政府委員 それはケースに
よつていろいろ違いますが、結論を申
し上げますれば、来てそういうものが
ついでにおれば焼却とか、廃棄処分をす
ることになつておきます。その前に大
体どの国にどういふものがあるとい
うことはちやんとわかつておきますの
で、一番やさしいのは、向うの輸出の
ときの検査の証明が条件になるとか、
あるいはたとえアメリカからばれい
しよを入れるというものは全然禁止し
て入れないというふうに、商品につ
いて、こういうものはこういうことをし
なければ輸出許可がないということ
は、ちやんときまつておるのでありま

す。それによつて、なほその上で入つ
て来たものは、病虫害が発見せられま
すならば、燻蒸で済む程度であれば燻
蒸する。それではなければ廃棄する。こ
ういふふうな法律の建前になつてお
ります。
○今野委員 その場合の経済的な負担
はどのくらいを負うことになつてお
りますか。
○渡部(伍)政府委員 経済的な負担
は、そういう法律の前提のもとに商契
約ができておきますので、たとえば先
ほど例に引かれました新聞紙の質が悪
いというふうな問題とは全然違いまし
て、検査法によりまして、その損害の
負担は、輸入した者、あるいは輸出を
申請したものであれば、輸出した者の
負担になつております。

○今野委員 そうすると、この間の麦
角病というやつですね。あの場合には
どう処置なされたのですか。それで実
際にあれが少し多いというところによ
ると命にかかわるといふようなことも
新聞に書いてあつたのですが、あとい
う問題に対しては、その損害はどう処
置したか。またその損害はどんなふう
に処置するのかわかるところをお伺い
したい。
○渡部(伍)政府委員 麦角病の場合
は、なるほど発見はされました。しか
し非常に少ないであります。○。○。○
三〇というふうな程度でありまして、
この程度であれば人畜に被害がないと
いうことで、処置は済みました。○。○
三〇三〇でありまして、あれだけ拾
出して集めると写真にあるようにな
りますが、ほんのわずかで、被害があ
りませんでした。

○今野委員 そういふのはやはり蔓延
するおそれはないわけですか。つま
り、貯蔵したりなんかしておつてその
間に……。そういうものは、検査当
時、検査は全部にわたつてやつたので
はないと思つておられますか、その点も
お聞きしたいと思つておられますか。
○渡部(伍)政府委員 これは輸入業者
の取引契約によりまして、積出地に對
してクレームの要求になつておると思
います。

○今野委員 最後に、農林省設置法の
一部を改正するところがありますが、こ
の件についてさつき言つたようなさか
さまの問題はありますか。つまり法
案がまだ未提出のものとの関係がある
ということはありませんか。
○渡部(伍)政府委員 ありません。
○今野委員 次に外務省の設置法につ
いての問題であります。ここに国際
協力局の事務の改正ということがござ
います。今までの占領下における業務
からそれでない業務にかわつて行くの
だといふふうになつておりました。た
とえば「国際行政に関する」と書いて
ありますが、これは一体どういふよ
うな問題であるか。技術的な云々と書
いてありますが、実は今度の行政協定
もやはり技術的な云々といふことだつ
たのですが、参議院でも大問題にな
り、こちらでも大問題になつたよう
に、私どもの見解としては、多分に条
約的なものであると思つておられます
が、こういう技術上の問題といふこ
との範囲は、一体どういふものである
か。たとえば具体的にいつて、今の行
政協定なども、あるいは今後できる国
連軍に参加している諸国との協定とい
うようなものも含むのかどうか。その
点をお伺いしたい。

○今野委員 とにかくそういうものが
まざつておる不良品をよこすというこ
とでは、非常な大問題だと思つてお
られますか。それによつてやはり現実
に損害もあるわけですか。そういう損
害に對してはどうか、その点も
お聞きしたいと思つておられますか。
○渡部(伍)政府委員 これは輸入業者
の取引契約によりまして、積出地に對
してクレームの要求になつておると思
います。

○今野委員 最後、農林省設置法の
一部を改正するところがありますが、こ
の件についてさつき言つたようなさか
さまの問題はありますか。つまり法
案がまだ未提出のものとの関係がある
ということはありませんか。
○渡部(伍)政府委員 ありません。
○今野委員 次に外務省の設置法につ
いての問題であります。ここに国際
協力局の事務の改正ということがござ
います。今までの占領下における業務
からそれでない業務にかわつて行くの
だといふふうになつておりました。た
とえば「国際行政に関する」と書いて
ありますが、これは一体どういふよ
うな問題であるか。技術的な云々と書
いてありますが、実は今度の行政協定
もやはり技術的な云々といふことだつ
たのですが、参議院でも大問題にな
り、こちらでも大問題になつたよう
に、私どもの見解としては、多分に条
約的なものであると思つておられます
が、こういう技術上の問題といふこ
との範囲は、一体どういふものである
か。たとえば具体的にいつて、今の行
政協定なども、あるいは今後できる国
連軍に参加している諸国との協定とい
うようなものも含むのかどうか。その
点をお伺いしたい。

○今野委員 とにかくそういうものが
まざつておる不良品をよこすというこ
とでは、非常な大問題だと思つてお
られますか。それによつてやはり現実
に損害もあるわけですか。そういう損
害に對してはどうか、その点も
お聞きしたいと思つておられますか。
○渡部(伍)政府委員 これは輸入業者
の取引契約によりまして、積出地に對
してクレームの要求になつておると思
います。

○今野委員 とにかくそういうものが
まざつておる不良品をよこすというこ
とでは、非常な大問題だと思つてお
られますか。それによつてやはり現実
に損害もあるわけですか。そういう損
害に對してはどうか、その点も
お聞きしたいと思つておられますか。
○渡部(伍)政府委員 これは輸入業者
の取引契約によりまして、積出地に對
してクレームの要求になつておると思
います。

面をいたしましては、原則的には万国
郵便条約あるいは国際通信条約とい
うようなものに関します。こまかい技
術的の事務をやるわけでございますが、
一体どういふ範囲までそういうものに
属するかという基準と申しますか、内
規というふうなものはないと思つて
行政協定のお話もございまして、行
政協定に伴います。こまかい技術的
の面は、やはりこの中に入るといふ
ふうに考へておられますか。
○今野委員 範囲がはつきりしない
というのですが、行政協定もたしか技
術上のことをやつたつてあつたと思
う。今のお答えでははつきりしなかつ
たのですけれども、行政協定全体に
関することは、やはりここで扱つて
ことになるのですか。
○大江政府委員 やはり国際協力局で
扱います。

○今野委員 何いたいののは、行政協定
はアメリカと日本との間のことであ
る。ところがたとえ英露露などに英露
露軍が駐屯しておる。アメリカとの間
にける駐留関係はあるけれども、これ
は講和発効ともしりぞくのかと思つた
ら、かえつて最近になつて拡大して
いるということを現地から報告して来
てはどうかと思つておられますか。
○今野委員 そういふふうな
場合は、国連軍の作戦基地化して、
そのために講和条約とか何とかい
うことには関係なく、いつまでも押
えらるることにはならないかと思
つておられます。そこで新聞などに
よりますと、そういうことに関してイ
ギリスあるいはオーストラリアとの
間に行政協定を結ぶのだといふ話
があるのですが、政府としてはやはり

○今野委員 何いたいののは、行政協定
はアメリカと日本との間のことであ
る。ところがたとえ英露露などに英露
露軍が駐屯しておる。アメリカとの間
にける駐留関係はあるけれども、これ
は講和発効ともしりぞくのかと思つた
ら、かえつて最近になつて拡大して
いるということを現地から報告して来
てはどうかと思つておられますか。
○今野委員 そういふふうな
場合は、国連軍の作戦基地化して、
そのために講和条約とか何とかい
うことには関係なく、いつまでも押
えらるることにはならないかと思
つておられます。そこで新聞などに
よりますと、そういうことに関してイ
ギリスあるいはオーストラリアとの
間に行政協定を結ぶのだといふ話
があるのですが、政府としてはやはり

○今野委員 何いたいののは、行政協定
はアメリカと日本との間のことであ
る。ところがたとえ英露露などに英露
露軍が駐屯しておる。アメリカとの間
にける駐留関係はあるけれども、これ
は講和発効ともしりぞくのかと思つた
ら、かえつて最近になつて拡大して
いるということを現地から報告して来
てはどうかと思つておられますか。
○今野委員 そういふふうな
場合は、国連軍の作戦基地化して、
そのために講和条約とか何とかい
うことには関係なく、いつまでも押
えらるることにはならないかと思
つておられます。そこで新聞などに
よりますと、そういうことに関してイ
ギリスあるいはオーストラリアとの
間に行政協定を結ぶのだといふ話
があるのですが、政府としてはやはり

○今野委員 何いたいののは、行政協定
はアメリカと日本との間のことであ
る。ところがたとえ英露露などに英露
露軍が駐屯しておる。アメリカとの間
にける駐留関係はあるけれども、これ
は講和発効ともしりぞくのかと思つた
ら、かえつて最近になつて拡大して
いるということを現地から報告して来
てはどうかと思つておられますか。
○今野委員 そういふふうな
場合は、国連軍の作戦基地化して、
そのために講和条約とか何とかい
うことには関係なく、いつまでも押
えらるることにはならないかと思
つておられます。そこで新聞などに
よりますと、そういうことに関してイ
ギリスあるいはオーストラリアとの
間に行政協定を結ぶのだといふ話
があるのですが、政府としてはやはり

ことを考えているのかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○大江政府委員 今のお話のような考へでございませぬ。

○今野委員 そうすると国際協力局というのには非常に重大なものになるわけですが、この重大な問題に対してここでは機構の問題だけが出てくるわけでありませぬが、この国際協力局そのものについてほかに関係法案はあるのですか。この機構の問題だけで、そういうことをすべてやることをわれわれは承認するということになるのかどうか。

これは本来ならばわれわれの方で十分研究してやらなければならぬのだけれども、あまり突然出されたので、ここで聞くわけでは。

○大江政府委員 組織といたしましては、これによつて改正されます国際協力局で処理できる、こういうふうに考へておられます。

○今野委員 組織としてはそうだと思うのですが、そういう権限はいつ何によつて與えられているかということですね。憲法によれば、条約の場合にはむろんそういう権限はない。しかし条約に類似する、あるいは条約という名前がついていないだけだと思われような外国軍隊の駐留という重大な問題、しかもアメリカの場合は安全保障条約とか何とかが一応あつたわけですが、イギリスとの間にはそんなものはないのです。その場合にも、外務省だけの責任でできる、あるいは政府だけにかつてにできるということになると、これは相当問題だと思ふのですが、その点をお答え願ひたいと思ひます。

○大江政府委員 国際協力局におきましては、すでに締結せられました条約

なり協定にありまする事項を実施するといふだけのことでございまして、それ以上のことをやるわけではございませぬ。

○青木(正)委員 簡単に二点ほど承つておきたいと思ひます。これは定員法の関係であります。これは内閣委員会の建前といたしまして、定員がみだりに増員することに對しましては、常に多大の関心を払つておる次第であります。毎年々々一万人近くの方が新しくふえて来るのであります。今年度も新規増員が八千名からある。かりに年額二十万圓といたしましても、十六億の国費の新たな増加ということになるのであります。そこで私どもは定員の増加につきましては、慎重に検討しなければならぬと思ひます。

さうな建前から見まして、今回の改正によりまして物価庁は内閣となり、賠償庁は大蔵省、外務省に移しかへになるように、ある程度その縮小に伴つて内閣に移管し、あるいは他にわかれるということになるのであります。それにもかかわらず定員の面におきましては、單なる組みかえでありまして一つも減少してないものであります。これにつきましては、おそらく次の機会に減員という問題も起つて来ると思ふのであります。今回の改正におきましては單なる移しかえでありまして、何ら減員ということが取上げられていないのであります。行政管理局の方にございまして新たな機構改革問題を取上げます場合に、それに伴ひまして当然に定員の整理という問題も出て来ると思ふのであります。さうな場合には、さうした今回

内閣なりあるいは他に移される役所につきましては定員の問題をあらためて検討するお考えであるかどうか、その点を承つておきたいと思ひます。

○關説委員 御趣旨まことにございませぬ。従来定員法の改正につきましては、常に余分の増員が起らないように、また必要のなくなつた点についてはただちに削減するように処置をして参つたつもりでございませぬ。今後とも御趣旨に沿うようにいたしたいと思ひます。

青木(正)委員 それから農林省所管であります。新たに改良局の統計調査の仕事で、統計調査部で農林漁業に関する予測事業をやることになつておりますが、このために新たな増員を将来必要とするようなことが起るかどうか、あるいはまたいろいろ統計調査事務の将来の見通し等に関連いたしまして、別に新たに増員せぬでもやつて行けるものであるかどうか、この点をお伺ひします。

○野原政府委員 アウトトルックの仕事が新たに加えられるわけでありませぬが、現在の統計調査部の定員の範囲内でその能率化をはかり合理化をはかりまして、アウトトルックの仕事を進めたいと思ひます。定員の増加を考へてお持ちませぬ。

○八木委員 今野君より二問に限り追加質問を行いたいとの申出がございませぬ。これを許します。

○今野委員 残つた点で総理府の設置法一部改正についてお伺ひしたいのであります。地方行政調査委員会をやめるといふことではあります。最近地方行政の問題について非常に大きな疑いが各方面に起つて来ている。これは閣議でも何か決定したようでは、こつちへも出て来ているかもしれませぬが、東京都などで区長を官選にする、こういう問題が出ています。これに対しては非常に大きな反対があることは御承知の通りです。ところが各府県でも市町村議会などその定員を減らすとか、あるいはまた市町村などについても将来民主的な公選をやめるんじゃないかというふうなことをいつている。こういうふうな、憲法にもあげてある公務員を国民が選ぶという基本的なことがだん／＼と薄れて行く、逆行して行くような点が出て来ているわけでありませぬ。この点は非常に重大な問題だと思ふので、さういふ政府の地方行政全体に対する逆行的な施策の一部ではないかという疑いが十分にあるわけでありませぬ。この点に対しては政府は一体地方行政全体に対してどういふふうに考へているのか、それをここで釈明してもらいたいと思ひます。

○野原政府委員 地方行政調査委員会議の廃止は、提案の理由にも申し上げましたように、この委員会議の使命とするところは、国と地方公共団体との間の事務の調整配分をすることでありまして、その仕事は一応終つたのでございませぬ。そこで今回廃止するのであります。地方制度全般についての審議ではないのでございませぬ。そこで地方制度の問題につきましては、最終以てのいろいろの体験上なお是正すべきものがあるように考へられますのでこの点は慎重に考慮して逐次成案を得て行きたいと考へております。目下政府の考へてお持ちするところは、さし

あたり必要な地方自治法の改正は不日今国会に提案したいと思ひます。が、根本的な改正につきましては別に地方自治制度全般について検討審議をするための特別な地方制度調査審議会というふうなものをつくりまして、そこで多分広く衆知を集めてつばな地方自治制度を作くりたいと考へておる次第であります。

○今野委員 今の問題は非常に重大な問題で、平衡交付金制度が設けられたときも、外国人の勧告によつてあんなものをやつたわけですが、さつそくに教育費問題などで困つたわけですね。それで義務教育費の国庫負担を復活せよという声が非常に強い。地方の問題はたくさんあるのですが、その中で政府がとつておる態度は、やはり何でも官選にする、公選を官選に切りかえるという方向が打出されては、地方制度の問題については、実は国会で取扱うだけで不十分なんです。地方制度審議会というふうなものを内閣でやるだけでも不十分でありまして、各地方自治体の意見が最も正しく反映されるような民主的な方法でやらなければならぬと思ふのですが、その点については政府に対して今の行き方は逆行であるといふことを警告するにとどめたいと思ひます。

次は定員法の一部改正の問題であります。この問題は非常にたくさん問題を含んでおります。たとえば運輸省関係でございませぬが、ここでもつて航空関係の要員が相当ふえるわけですね。しかし航空関係の問題は、今までも七割が極東空軍関係の業務を請負つてやつておつたわけですね。本来なら、こういう問題については費用は日本で

持つべきではないと考えられるわけでありすが、そういうようなことがあ
る。しかも極東空軍は三月一日から日
本防衛空軍という事になつて来てい
る。そうすると、何か日本を防衛す
るための戦争が行われておる、そしてそ
のためにはわが／＼の税金でもつて、い
ろ／＼な航空関係の氣象観測とか、あ
るいは標識の問題とか、そういういろ
いろな業務をやるのだ、これは自衛の
ためだというような概念が成り立つら
しいのですけれども、われ／＼は一向
戦争してゐるといふ覚えはないわけな
のです。そういう点について、今のよ
うな程度の日本の航空の状態、日本の
国自身としてやつておる航空の状態に
対して、このような今まで以上にこん
なに増大することが、なぜ緊急に必要
か、そのことがわからないのです。そ
の点をひとつ説明願ひたい。

それから次に電氣通信の関係であり
ますが、電氣通信の問題については、
これは政府も認められておるうちに、
昨年未現在では、申込みの積算数が三
十五万以上もある。そして電話がかか
らないのも東京などではおびただしい
もので、昨年十月現在で、かかる率が
四九%、二度かけて一度かかるのがや
つとの状態というわけですが、そして市
外電話などについても、待ち時間とか
いろ／＼なものがある、待ち時間とか
つておる。こういう状態でありすが、こ
ういふものを解決するといふことは当
然お考えになつておるでしようが、今
回の増員によつて、そういう方面の解
決は、いつごろまでにどの程度進めら
れるのか、その点をお伺ひしたいと思
うのです。われ／＼の今まで経験して
いるところによれば、やはり進駐軍関

係の通信事務が非常に多くて、そのた
め日本の電信電話が麻痺状態に陥つて
いる、事實はこういうふうになつてい
ると思はれるわけでありすが、今後
そういう点がさらに強くなる。そのた
めに国費を支出して、人員もふやすと
いふことになるならば、これは重大問
題で、われ／＼としては反対せざるを
得ない。もつとけじめをはつきりして
やつてもらひたい。こういうふうと思
うわけですが、その点についてはつき
りした返答をいただきたい。

そのほか行政管理局あるいは政府と
して答へていただきたいことは、われ
われ各方面でもつて現在の定員や何か
について非常な苦情を受取つておるわ
けであります。たとえば労働省であ
りますが、労働省などは、労働基準監督
署というものは、法律はできておつて
も、実際にはできないような予算と定
員であるといふことに対して、非常な
苦情をこらむつてゐる。方々に労働基
準法違反の事実があつても、それを調
べることができないのだといふこと
を、監督官は率直に述べておられます。
これの数字もありませんが、煩わしいか
ら省略いたしますけれども、ともかく
基準監督官というものは、同じところに
勤めてゐるわけに行かない。ところが
一年中たつたつて、同じところを毎日
毎日平均にまわつてもまわり切れぬ。
それはどなたかさんの事業場を受持たさ
れてゐる。旅費なども、北海道などで
申しますと、一月について二日三晩の
滞在しかできぬようなひどい状態であ
る。こういうところにこそ人員を増し
てもらひたいといふような要求があり
ますしそれからまた建設省関係などで
も、これも今盛んに希望退職者を募つ

ておるようでありすが、しかしこの
希望退職者は意外に多いようです。多
いにもかかわらず、何か事業関係がこ
のごろ軍事道路、あるいは警察予備隊
の庁舎といふところにかつて来てい
るためか何か知らぬけれども、組合に
圧迫を加えて、委員長以下四名の者を
不当に首切つてゐる。これは定員から
言えば大した問題にならぬわけであり
ますが、そういう不当な圧迫を加え
る。こういうように人員が同じであつ
ても、そのやる仕事、国民のための
住宅建設とかそういう方向から、軍事
的なものにかつて来ている。こうい
うようなことがあるわけでありすが、
これには厚生省にもありますし、ど
こにでも出て来ている問題でありま
す。こういうような問題に対して、行
政管理局として基本的な方針といいま
すか、それを率直に言つてもらひたい
と思ふ。われ／＼はもちろんこれは反
対であります、しかしながら政府
として国民をごまかすのは、これはよ
ろしくないと思ふ。やはりわれ／＼は
再軍備の準備をしてゐるのだ、こうい
う点を率直に言えば、まだ国民は考えよ
うがあると思ふ。その点をただしたい
と思ひます。

○警野政府委員 運輸省、電氣通信省
のこまかい技術的のことは、その省か
ら説明していただくことにして、私の
方から申し上げませんが、全般的に申
しまして、たとえば航空の問題につき
ましても、あるいはまた電話通信の問
題につきましても、今度の人員の増加
といふものが、あたかも駐留軍の仕事
のためにいふようなお話をございまし
たけれども、そういうことは絶対にご

ざいせん。むしろ独立後の日本政府
に返されて来たいろ／＼な航空監督機
であるとか、あるいは独自の電信電話
の拡張計画等に基づいて、増員をするの
でありまして、駐留軍のための仕事は
行政協定の定めるところ、あるいはそ
れに伴う予算の定めるところ以外には
絶対に出来るものではないのでありま
す。今回の増員が国民の税金によつて
駐留軍の軍事的の目的のために奉仕す
るといふようなことは、行政協定に定
めてある限り、それ以外のものは、ある
いは予算に定める以外のものは、絶対
にないといふことを申し上げておきま
す。

それから最後の労働省とか、あるいは
建設省等の定員の点について、不合
理な点がある、これは政府内部のこと
でありまして、私も常に定員の適正
な配置といふことについては、各省を
啓勵して努力いたしております。従
まして労働基準監督局等でもつて、不
当に仕事ができないといふような予
算、定員等につきましては、十分今後
気をつけてこれを是正して行きたい、
かように考えております。先ほどの御
質問に、再軍備の準備をしてゐるなら
ば、してゐるといふことをはつきり言
つた方が、国民のためにいいといふよ
うな御意見がございましたが、政府は
再軍備をいたしておりますから、そ
の点はずきり申し上げておきます。

○鈴木(義)委員 今委員長が列挙され
ました法律案については、多少こまか
い点に意見がありますけれども、大体
この法律の改正による定員の減縮、あ
るいは振りかえといふようなことであ
りまして、特にわれ／＼の立場から反
対すべき理由もないと思ふのでありま
すから、賛成をいたしておきます。た
ださつと、国会の審議を経ずして、
ことに内閣委員会の審議を経ずして、
もう與党が多数であるから間違ひない
といふ見通しのもとに、予算を組んで
そしてちやんとできるだけにしておい
て、あつてから実行するんだからき
ひよ通してくれといふようなやり方は
ひとつなるだけ国会の審議権を尊重す
る意味において、お改めを願ひたいと
存じます。

○八木委員 今野武雄君。
○今野委員 共産党といたしましては
第一に、この内閣委員会における審議

が十分にできぬ状態で、かくも多数の法案が押し通されるといふことに對しては、強い不満と、従つて抗議を申し立てるものであります。このようなきが立ちしやり方、つまり民主主義をさか立ちしたものはファッショである。そういうファッショ的なり方をやろうとするほんとうの意図は、一体どこにあるか。これは行政協定をああやつて強引に通してしまつた、このことによつて現われており、そしてその行政協定を履行するために、いやおうなしに、アメリカから要求され、その要求を満たすために、もう日にちを限つて、どん／＼と国会の審議権を無視して押し通す。まさに植民地的なやり方であり、植民地的なファッショである、こういうふうな断ぜざるを得ないわけであり、そして個々の内容につきましても、やはりそれ相応の点が質疑などによつても疑いが少しも晴らされず、かえつて疑いが濃くなつて行くところもあるものであります。従つて農林省の設置法一部改正の問題などは、これはもう表面上見て、どうにも賛成しなければならぬように見えることと、ごまかすけれども、しかもそれ十分審議して見なければわからない。賛否さえも十分にきめることができない。こういうふうなところに私どもが追ひ込まれておるのであります。このことは、政府として、あるいはこれを受取つた国会の委員会の委員長として、これは重大な責任を負わなければならぬ問題だと思ふ。委員をして賛否どつちにきめていいかわからぬようにさせておくといふことはこれは重大な問題だと思ふのであります。従つて個々の点について賛成した

方がいと思はれる点があるにもかかわらず、これらの法案全部に對して反對せざるを得ないことを、はなはだ遺憾に思ふ次第です。このことは、今言つたやうなわけですから、個々の問題が十分に審議され、解き明された場合には、これはわれ／＼が間違つていたといふことになるかもしれない。そのことを考へながらも、大筋において、こういうファッショ的な目的のためにやつていふことには對しては、断固として反對する次第であります。

○八木委員長 青木正君。
○青木(正)委員 私は自由党を代表いたしまして、ただいま討論の対象になつております五法案について、賛成いたします。いろ／＼と共産党の方から御議論がございましたが、各省設置法の全体に現われておる定員法の改正を拜見いたしますと、いろ／＼議論もありませんが、新しく増員になる八千五百名のうち、最も多く増員になりますのは電通省関係であります。これは昨年の国会でも、内閣委員会でも、いろ／＼と検討いたしましたのであります。電話の拡張に伴ひまして、当然にふえて来る増員であります。それ以外の農林省、あるいは総理府関係、その他の各省の設置法の変更等は、大体において事務的な面が多いのであります。私どもはこの案に全面的に賛成する次第であります。

但し私ども検討いたしますと、この問題についてそれほど時日を要してごまかく検討するまでのことではないと思ふのであります。先ほど社会党の鈴木委員からお話がありましたように私どももいたしまして、実施期の切迫いたしましたときに提案されること

は、これは政府として今後十分御注意なさつて、十分の審議期間をお與へになるように御措置あらんことを、この機会に希望いたし、五法案に賛成いたしておきます。

○八木委員長 これをもつて討論を終局いたしました。

これより採決を行います。五法案に對して御賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○八木委員長 起立多数。よつて五法案はそれ／＼原案の通り可決いたしました。

以上の五法案に對する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願ひます。

○八木委員長 なおこの際に、公職に關する就職禁止、退職等に関する勅令の廃止に關する法律案

公職に關する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に關する法律案

左に掲げる法令は、廢止する。

一 公職に關する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)

二 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基く衆議院議員の議員候補者たるべき者の資格確認に關する件(昭和二十一年内務省令第二号)

三 昭和二十二年勅令第一号の特例に關する勅令(昭和二十二年勅令第六十一号)

四 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基く昭和二十二年勅令第一号第八條に對する特例に關する命令(昭和二十二年閣令内務省令第五号)

五 昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当事等の地方農業調整委員会、市町村農業調整委員会及び地区農業調整委員会の委員への就職禁止に關する命令(昭和二十三年總理府令、農林省令第十二号)

六 内閣總理大臣から覚書に掲げる案項に該当事者でない旨の確認を受けていない者の立候補の特例に關する命令(昭和二十三年總理府令第七十六号)

七 昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当事等の農業協同組合、農業協同組合連合会及び水産業協同組合の役員等への就職禁止に關する命令(昭和二十四年總理府令、農林省令第二号)

八 昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当事等の土地改良区及び土地改良区連合の役員等への就職禁止に關する命令(昭和二十四年總理府令、農林省令第一号)

九 公職に關する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当事者の指定の解除に關する法律(昭和二十六年法律第二百六十八号)

1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力發生の日から施行する。

2 この法律施行の際旧公職に關する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)第五條第一項の規定の適用を受けている者は、他の法令に別段の定めのある場合を除く外、この法律施行の日において、公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格を取得する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

3 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第十五号を次のように改める。

十五 削除

第十五條第一項の表中公職資格試験審査会の項を削る。

5 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令(昭和二十三年政令第二百三十八号)の規定による国庫に帰属した財産の管理等に関する

附則

1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力發生の日から施行する。

2 この法律施行の際旧公職に關する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)第五條第一項の規定の適用を受けている者は、他の法令に別段の定めのある場合を除く外、この法律施行の日において、公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格を取得する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

3 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第十五号を次のように改める。

十五 削除

第十五條第一項の表中公職資格試験審査会の項を削る。

5 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令(昭和二十三年政令第二百三十八号)の規定による国庫に帰属した財産の管理等に関する

解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令(昭和二十三年政令第二百三十八号)の規定による国庫に帰属した財産の管理等に関する

る事項」に改める。

第七條第三項第三号を次のよう

に改める。

二 削除

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第九十九條第三号を削る。

第二百四十八條第二項を削る。

○菅野政府委員 たいま議題となりました公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令すなわち昭和二十二年勅令第一号は昭和二十一年一月四日付通令最高司令官の日本政府あて覚書、公務従事に適せざる者の公職よりの除去に関する件に規定された諸事項を実施するために制定されたものであります。この書はポツダム宣言の第六項を履行する覚ため、軍国主義的国家主義及び侵略の活発なる主張者並びに極端なる国家主義的団体、暴力主義的団体等の有力分子等と認められる一切の者を公職より罷免し、官職から排除することを命じ、かつ以後においてもなお一層制限的なる要件を設ける場合のあることを明らかにし、指令の厳格なる履行を要求したものであります。

政府におきましては、この連合国最高司令官の厳格なる指令及びその後の具体的なる指示に従つて、これが迅速かつ適正なる実施に努め、昭和二十三年五月までに約二十万名に対する指定を終り、一応所期の目的を達したたのであります。さらにその後におきましても、連合国最高司令官の指示等によ

り必要な補正措置を講じて来たのであります。

他方、この勅令の規定する諸制限を解除してもわが国がポツダム宣言の条項の目的を達成する上に支障を来すことがないことを認められる覚書該当事者につきましては、政府は訴願その他の措置により再三これが指定の解除に努め、現在におきましても、さきに制定公布されました公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当事者の指定の解除に関する法律に基き、公職資格訴願審査会を設置して訴願者の指定解除に鋭意努力いたしておるのであります。

しかるところ御承知のごとく、昨年九月サンフランシスコの平和會議においてわが国との平和条約の調印を見、国会の承認を経てわが国はすでに批准書の寄託を終えており、調印各国においても批准の手續が急がれておりますので、平和条約の効力発生の日も近いものと予測されるに至りました。しこ

りしてポツダム宣言第十二項において、同宣言に掲げる諸目的が達成せられた場合連合国占領軍の撤収せらるべきことが規定され、また平和条約第六條において、同条約の効力発生後には連合国占領軍が撤収される旨規定されていることよりいたしまして、平和条約の発効は、わが国においてポツダム宣言に掲げる諸目的が達成された旨連合国により認められたことを意味するものと存する次第でありまして、前述の昭和二十一年一月四日付日本政府あて覚書の第六項におきましても、いわゆる追放はポツダム宣言の第六項が日本において完全に履行せられるまでの間継続することを明記いたしておるの

であります。

以上申し述べました点にかんがみまして政府は平和条約の発効を期してゆる公職追放の措置を撤廃することが妥當なる措置と考へ、ここに公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令及びこれが関連事項を規定いたしました諸命令並びに前述の公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当事者の指定の解除に関する法律を廃止、これら諸法令の廃止に伴う関係法律の一部改正その他所要の措置を講ずるため、本法律案を提出いたしました。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いする次第であります。

○八木委員 質疑は次回に行いたいと思ひます。次会は明日午前十時半より開会いたし、海上保安庁法の一部を改正する法律案等を議題といたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十三分散会

〔参照〕

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

外務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
総理府設置法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）に関する報告書
農林省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
〔都合により別冊附録に掲載〕